別表十七㈢の四付表の記載要領第１号中「同法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（第５号において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第五号中「同法」を「令和２年旧措置法」に改める。

別表十七㈢の五の記載要領第１号中「同法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、「）又は」の次に「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（次号において「令和２年旧措置法施行令」という。）」を加え、同第二号中「同法」を「令和２年旧措置法」に、「又は同令」を「又は令和２年旧措置法施行令」に、「同令第39条の118第１項」を「令和２年旧措置法施行令第39条の118第１項」に改める。

別表十七㈢の六の記載要領第１号中「第66条の７第５項」を「第66条の７第４項」に改め、同第三号中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）」に、「特別措置法第33条第１項」を「令和２年改正法附則第143条の規定による改正前の特別措置法（第６号において「令和２年旧特別措置法」という。）第33条第１項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）」に改め、同第四号及び第五号中「租税特別措置法」を「令和２年旧措置法」に改め、同第六号中「第66条の９の３第４項」を「第66条の９の３第３項」に、「同法」を「令和２年旧措置法」に、「連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例（特別措置法」を「連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例（令和２年旧特別措置法」に改める。

別表十七㈢の六付表の記載要領第１号中「第66条の７第５項」を「第66条の７第４項」に、「同法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（次号及び第３号において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第二号中「第66条の７第５項」を「第66条の７第４項」に、「同法第68条の91第４項」を「令和２年旧措置法第68条の91第４項」に改め、同第三号中「第66条の９の３第４項」を「第66条の９の３第３項」に、「同法」を「令和２年旧措置法」に改める。

別表十七㈢の七の表中「発行済株式等の連結保有割合」を「発行済株式等の通算保有割合」に改め、同表の記載要領第１号中「第８項から第10項まで（内国法人」を「第７項から第９項まで（内国法人」に、「同法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第二号中「同条第11項」を「同条第10項」に、「同法第68条の92第４項」を「令和２年旧措置法第68条の92第４項」に、「同法第68条の92第11項」を「令和２年旧措置法第68条の92第11項」に改め、同第三号を次のように改める。

３　「発行済株式等の通算保有割合　⑻」の欄は、通算法人が租税特別措置法第66条の８第１項から第３項まで又は第７項から第９項までの規定の適用を受ける場合には、当該通算法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額の支払義務確定日における当該通算法人（他の通算法人を含む。）の当該外国法人に対する保有割合を記載し、連結法人が令和２年旧措置法第68条の92第１項から第３項まで又は第８項から第10項までの規定の適用を受ける場合には、当該連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額の支払義務確定日における当該連結法人（当該連結法人との間に連結完全支配関係がある連結法人を含む。）の当該外国法人に対する保有割合を記載すること。

別表十七㈢の七の記載要領第五号㈠中「同法」を「令和２年旧措置法」に改め、同号㈡中「同条第８項から第10項までの規定の適用を受けた場合に限る。）又は」を「同条第７項から第９項までの規定の適用を受けた場合に限る。）又は」に、「同法」を「令和２年旧措置法」に改め、同号㈢中「同法」を「令和２年旧措置法」に改め、同号㈣中「同条第９項又は第10項の規定の適用を受けた場合に限る。）又は」を「同条第８項又は第９項の規定の適用を受けた場合に限る。）又は」に、「同法」を「令和２年旧措置法」に改め、同第六号中「同条第10項の規定の適用を受けた場合に限る。）又は」を「同条第９項の規定の適用を受けた場合に限る。）又は」に、「同法」を「令和２年旧措置法」に改め、同第七号㈠及び㈡中「第66条の８第８項から第10項まで」を「第66条の８第７項から第９項まで」に、「同法」を「令和２年旧措置法」に改め、同号㈢及び㈣中「第66条の８第９項若しくは第10項」を「第66条の８第８項若しくは第９項」に、「同法」を「令和２年旧措置法」に改め、同第九号中「第66条の８第10項」を「第66条の８第９項」に、「同法」を「令和２年旧措置法」に改め、同第十号中「第９項又は」を「第８項又は令和２年旧措置法」に改め、同第十一号中「第８項若しくは第10項又は」を「第７項若しくは第９項又は令和２年旧措置法」に改め、同第十二号中「又は」の次に「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令」を加え、同第十四号㈠中「第66条の８第６項」を「第66条の８第５項」に改め、同第十五号中「第７項から第９項まで（特殊関係株主等である内国法人」を「第６項から第８項まで（特殊関係株主等である内国法人」に、「同法」を「令和２年旧措置法」に改める。